

沼津市ニュービジネス創出事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 15 日

告示第 73 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、新たな事業の創出を促進し、もって地域産業の活力ある発展を図るため、新商品、新技術及び新役務の開発等に挑戦する中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則(昭和 62 年沼津市規則第 4 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者及び当該中小企業者が組織する団体をいう。
- (2) 承認計画 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)第 9 条第 1 項の規定により静岡県知事の承認を受けた経営革新計画をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 補助金の対象者は、市内に主たる事業所を有する中小企業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 納期の到来した市税に未納がないこと。
- (2) 沼津市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 22 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助の対象事業、経費及び補助金の額)

第 4 条 補助の対象となる事業は、承認計画に従って行う事業のうち、別表第 1 に掲げるものとする。

2 補助の対象となる経費は、前項に定める事業のうち、別表第 2 に掲げるものとする。

3 他の法令等により、税制の特例措置又は補助の対象となった経費があるときは、これを除くものとする。

4 補助金の額は、補助対象経費から当該補助金以外の補助金を差し引いた額の2分の1以内とし、100万円を限度とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の交付は、1承認計画につき1回限りとする。

(申請に係る添付書類)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、沼津市ニュービジネス創出事業補助金交付申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 経営革新計画承認書の写し
- (4) 承認を受けた経営革新計画の写し
- (5) 会社概要

(交付の条件に係る追加事項)

第6条 規則第5条第5号に定める事項は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこととする。

(実績報告に係る添付書類)

第7条 交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第11条に定める事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助事業の実施状況が確認できる写真

2 補助事業を実施した中小企業者等は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後から経営革新計画の期間が終了するまでの毎年度の実施状況について、市長に報告しなければならないこととする。

(市の事業への協力)

第8条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた中小企業者は、市が行う各種産業振興事業に協力するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 3 月 27 日告示第 25 号）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 18 年 5 月 1 日告示第 113 号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の沼津市ニュービジネス創出事業補助金交付要綱第 2 条に規定する中小企業の創造的活動促進に関する臨時措置法（平成 7 年法律第 47 号）第 4 条の規定により県知事の認定を受けた研究開発等事業計画又は中小企業経営革新支援法（平成 11 年法律第 18 号）第 4 条の規定により行政庁の承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う中小企業者に対する補助については、なお従前の例による。

付 則（平成 21 年 12 月 2 日告示第 247 号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 72 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、この告示による改正後の沼津市ニュービジネス創出事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	内 容
新商品・新技術・新役務開発	1 新商品、新技術又は新役務の開発研究に関する次に掲げる事業 (1) 新商品、新技術の商品化又は新役務のための開発事業 (2) 新商品又は新技術の商品化のための設備の運転研究事業 2 新商品又は新技術の企業化に関する次に掲げる事業 (1) 新商品又は新技術の商品化のための試作及び改良 (2) 商品化された新商品又は新技術のデザイン等の改善事業 (3) 商品化された新商品、新技術又は新役務の求評事業 3 その他新商品・新技術・新役務開発として市長が適当と認めた事業
販路開拓	1 県内外各地等において行う販路開拓のための販売を主目的としない展示会等への参加 2 販路開拓に関する調査、指導等 3 販路開拓に必要なノウハウ等を習得させるための各種研修、講習会等 4 販路開拓に必要な情報の収集、提供等 5 その他販路開拓として市長が適当と認めた事業

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	内 容
謝金	委員謝金及び専門家謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費及び職員旅費
研究開発事業費	原材料費、機械装置の購入等に要する経費、直接人件費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費、技術コンサルタント料及び調査研究費
需用費	印刷製本費、資料購入費及び消耗品費
役務費	通信運搬費、雑役務費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、保険料及びホームページ作成費
使用料及び賃借料	会場借料及び借料又は損料
備品購入費	検査器具購入費
研修費	研修費及び講習費
委託費	事業の一部を委託する経費

（宛先）沼津市長

住 所
申請者 氏名又は名称 印
及び代表者氏名

沼津市ニュービジネス創出事業補助金交付申請書

沼津市ニュービジネス創出事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、ニュービジネス創出事業に係る補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称 年度沼津市ニュービジネス創出事業
- 2 総事業費 円
- 3 交付申請額 円
- 4 事業の概要
- 5 添付書類 (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 経営革新計画承認書の写し
(4) 承認を受けた経営革新計画の写し
(5) 会社概要

確約事項

私は、次に掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者を経営に実質的に関与させていないことを確約します。

また、必要な場合には、沼津市が静岡県警察本部に照会することに同意し、当該照会に係る必要書類を請求したときは当該請求に従うことを承諾します。

- (1) 暴力団員等（沼津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（沼津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が、出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員等がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼす者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

なお、当該申請について必要な場合には、沼津市が住民基本台帳、納税状況に関する資料及びその他公簿等の調査を行うことについて同意します。

はい いいえ